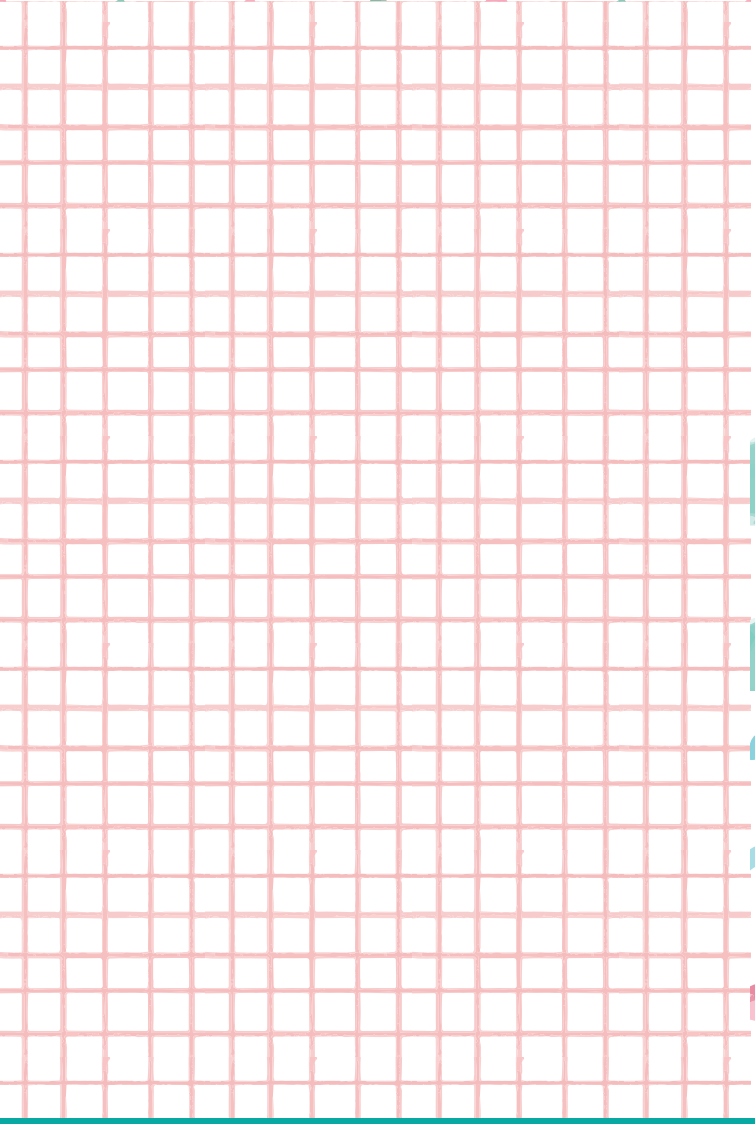


玖珠町

概要版

# こども 計画

令和8年度～令和11年度



## 計画の趣旨

本町では、平成27年3月に5年を1期とする「玖珠町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以降は5年ごとに計画を改定して、教育・保育施設及び放課後児童クラブ等の受入体制の拡充を推進してきました。直近の動きとしては、令和7年3月に「第3期玖珠町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育等の確保と子ども・子育て支援を計画的に推進しています。

令和5年4月に施行されたこども基本法では、市町村に対する事項として、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し当該市町村におけるこども施策についての計画である「市町村こども計画」を策定することを努力義務として定めています。

この国の方針に基づき、この度、本町ではこども大綱及び「大分こどもまんなかプラン」(令和7年3月策定)を勘案し、「玖珠町こども計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、本町のこども施策を総合的かつ強力に推進する観点から、「第3期玖珠町子ども・子育て支援事業計画」を始めこども・若者施策に関連する計画を市町村こども計画と一体的なものとして策定しました。本町のこども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのこども・若者が幸せを感じながら生活(Well-Being)し、健やかに成長できる玖珠町の実現を目指します。

『こどもまんなか社会』とは、こどもの権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のことです。こどもや子育て中の方々が気兼ねなく多様な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢・性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の取組を進めることで「こどもまんなか社会」を実現することにより、こども達が自分の能力を生かしたり、希望を叶えたりすることができる社会をつくとともに、未来の担い手を育てることにもつながります。

## 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画として策定します。

また、上位計画である「玖珠町総合計画」や「玖珠町地域福祉計画」の個別計画など関連する計画と整合を図りながら策定するとともに、次に示す計画も包含しています。

- ❖「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ❖「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- ❖「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画(こどもの貧困解消対策推進計画)
- ❖「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画
- ❖「少子化社会対策基本法」第4条に基づく少子化に対処するための施策

## 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とします。計画最終年度には、それまでの成果や課題などを踏まえた見直しを行い、子ども・子育て支援事業計画を含め、新たに次5年間の計画を策定します。

## 計画が対象とする「子ども」

本計画では、こども基本法及びこども大綱の考えを踏まえ、計画の対象を、こども・若者(0歳からおおむね29歳までの者、施策によっては39歳までの者)及び子育て世帯(妊娠・出産期を含む)とすることを基本とします。また、施策によっては町民、地域で活動する団体、企業や事業者など全ての個人及び団体を連携や支援の対象とします。

### こども大綱における子どもの定義

こども基本法第2条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

これに関して、こども大綱では「おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」としており、「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていく」ことを示したものであるとし、「若者」についても大綱の対象としています。

※本計画における「こども」の表記は、法令の個別名称の場合を除き、ひらがな表記を用います。

## 計画の策定にあたって

本計画は、様々な場や方法で多くの人たちの意見を聴きながら、策定しました。

### 1. 玖珠町子ども・子育て会議における審議

教育・保育施設の代表や民生委員・児童委員、子育て当事者などで構成する「玖珠町子ども・子育て会議」において、こども・若者や子育てに関する現状や課題、必要な取組などについて審議しました。

### 2. アンケート調査

こども(小学5年生・中学2年生)とその保護者、および若者(15歳～39歳)を対象に、日頃の気持ちや考えていること、こどもや若者、子育てに関するニーズなどについて、アンケート調査を行いました。

### 3. ワークショップ

町内の中学校、義務教育学校(後期)の生徒を対象に、こども達が抱える今の気持ちや意見を聴き、これからのまちづくりについて考えるワークショップを実施しました。

### 4. パブリックコメント

計画(素案)を町公式ホームページや町内の公共施設へ設置し、意見の募集を行いました。

## 計画が目指す町の姿

全ての子ども・若者が権利の主体、個人として尊重され、意見を表明し社会に参画することができる国が掲げる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、本町を取り巻く現状や課題、子ども・若者、子育て当事者等の意見も踏まえ、課題解決のために次の基本理念及び基本目標のもと、施策の方向に沿って、子ども・若者、子育て施策を推進していきます。

### 基本理念

子どもの人権を守り、  
喜び楽しみながら、  
みんなで育てる童話の里づくり

### 基本目標

- ❖ 仕事、結婚、妊娠、出産、子育ての希望を実現でき、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりの推進
- ❖ 未来を担う全ての子ども・若者が権利の主体、個人として尊重され、健やかに心豊かに成長できる社会の実現
- ❖ 大人も共に笑顔で明るく幸せを感じながら生活(Well-Being)することができる社会の実現



## 計画の体系

基本理念及び基本目標の実現に向けて、次の6つを施策の方向として定め、施策の展開を図ります。

### 基本施策 1

#### 子ども・若者が幸せを感じながら生活(Well-Being)することができる社会づくり

「子どもまんなか社会」の実現により、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に満たされた状態である「Well-Being(ウェルビーイング)」を実感し、自分らしく輝ける社会の実現を目指します。子どもを権利の主体として尊重し、常に子どもの視点に立った施策を推進します。

子どもが権利の主体であることを広く周知し、子どもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域等、社会全体で共有していくことが大切であることから、全ての人に対して、子どもの権利の普及啓発や学習機会の充実に取り組みます。

##### ◆施策

(1)社会全体の意識づくり

(2)子どもの人権を尊重する意識づくり

(3)子ども・若者の意見表明とその尊重

### 基本施策2

#### 親子の健康を支える環境づくり

親と子が、心身ともに健やかに生活できるよう、妊娠期からの定期的な健診や保健師による相談支援を実施し、産後うつや育児不安などのメンタルヘルスケアを推進します。

また、子どもの発育・発達段階に応じた適切な医療・保健サービスを提供するとともに、地域全体で親子の健康を見守り、安心して健やかに暮らせる環境づくりを行います。

不妊治療の費用の助成、産前産後の支援の充実と体制強化による妊産婦等の心身のケアなど、妊娠・出産から産後にわたる切れ目のない支援を行います。

##### ◆施策

(1)子どもの発育と健康管理

(2)乳幼児期からの健康な生活習慣づくり

(3)生涯を通じた健康づくりの支援

### 基本施策3

#### 安心して子育てができる社会づくり

地域や職場、家庭で安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組み、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で子育てを応援する気運の醸成、障がいがある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援、放課後児童対策の充実など、地域における様々な保育ニーズに対応するための子育て支援策や人材育成を推進します。

また、幼児期における質の高い教育・保育の提供、保育料軽減や医療費助成などによる子育て世代の経済的負担の軽減、子どもが安全・安心に暮らせるまちづくりを行います。

##### ◆施策

(1)子育て支援サービスの充実

(2)保育サービスの充実

(3)地域の子育て力の復活

(4)子育て支援のネットワークづくり

(5)施設及び生活環境の整備

(6)子どもを事故や犯罪から守る環境づくり

## 基本施策4

### 子ども・若者の夢や希望を実現する環境づくり

子どもたちが、夢や愛郷心を抱きながらのびのびと育ち、豊かな心や健やかな体、社会で活躍できる力を身につけられるよう、「知」「徳」「体」の調和のとれた教育を推進し、安全・安心で充実した学校生活を送れる教育環境の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより様々な遊びや学び、体験の機会を創出し、自ら考えて行動する次代の社会を牽引する人材を育成します。

また、結婚を希望する人が希望をかなえられるよう、新たな出会いの機会や交流イベントに関する情報発信、民間団体等が実施する結婚を後押しする取組への支援など結婚を応援する気運の醸成、総合的な結婚支援施策を推進するとともに、子ども・若者のライフデザインの早期形成のための啓発に取り組みます。

#### ◆施策

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 学校教育・生涯学習の充実 | (2) 健やかな心身の育成 |
| (3) 結婚・妊娠・出産への支援 | (4) 若者への支援    |

## 基本施策5

### 子ども・若者が未来に希望を持てる社会づくり

子ども・若者が権利の主体として、個人の権利や利益が尊重され、性別や家庭の経済的状況等にかかわらず、夢に向かって希望を持ちながら可能性を広げていくことができる社会づくりを推進します。

子ども・若者の権利の普及啓発、ジェンダーギャップの解消、児童虐待・DVの発生防止や早期発見、子どもの貧困対策、不登校など困難を抱える子ども・若者の居場所づくり、ひとり親家庭の自立支援、ヤングケアラーや外国人の子どもがいる家庭への支援など、関係機関と連携して、子ども・若者の社会的自立の支援、社会的養育の充実に取り組みます。

#### ◆施策

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 児童虐待に対する取組の強化     | (2) 社会的な養護の場の充実   |
| (3) いじめ、不登校やひきこもりへの対応 | (4) ひとり親家庭への支援    |
| (5) 子どもの貧困問題に対する取組    | (6) 子育て費用の支援      |
| (7) 障がい児への支援          | (8) ヤングケアラーに対する取組 |

## 基本施策6

### ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

ワーク・ライフ・バランスの推進により多様で柔軟な働き方ができる環境が整い、個人が望む生き方を選択でき、仕事と子育て、介護等の両立などが実現できる社会づくりを推進します。

官民一体となった民間企業や団体における仕事と子育ての両立支援に関する積極的な取組の促進や職場環境の整備、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進に取り組みます。

#### ◆施策

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 男女共同参画に関する意識づくり | (2) ワーク・ライフ・バランスの推進 |
|---------------------|---------------------|

## 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本町の子育て・教育・保健・福祉・雇用等の様々な分野の施策や事業が相互に連携し、子ども自身の成長・自立に向け、横断的に取り組んでいく必要があります。

また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やNPO法人、ボランティア等による主体的な活動の促進を図る必要があります。

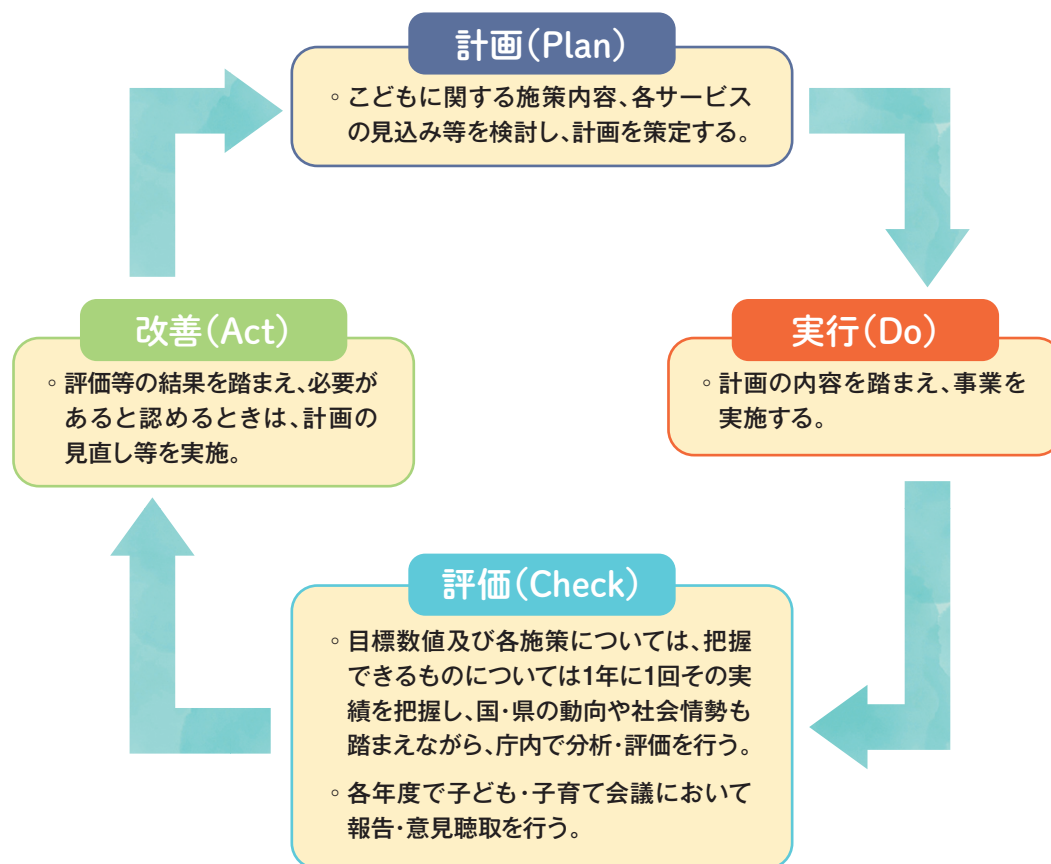
関係機関や地域等がそれぞれの役割を果たしながら、各々の連携を強化し、全ての子ども達の育ちを支えることができるまちづくりに取り組みます。

## 計画の達成状況の点検・評価

本計画では、「玖珠町子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、計画の進捗管理を行うとともに、町民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

また、国の制度や社会状況等の変化によって、本計画における量の見込みに大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

### 【計画の進捗管理のイメージ】



## 計画における目標数値

計画を着実に推進し計画全体の進捗状況を評価するため目標数値を設定し、子育て支援施策を推進します。

	項目		現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
1	こども・若者の意見を聴取するワークショップ等の開催数		1回	1回
2	病児保育事業の実施個所数(現在、病後児保育事業のみ実施)		0か所	1か所
3	玖珠町の子育て環境・支援の満足度 (満足している割合:アンケート調査:%)	未就学児	23.2%	27.8%
		就学児	22.3%	27.8%
4	子育てでの悩みや迷いの経験がある保護者の割合 (アンケート調査:%)	保護者	72.0%	65.0%
5	子育てをする上で、気軽に相談できる人や 相談できる場所がある保護者の割合 (アンケート調査:%)	未就学児	94.4%	100.0%
		就学児	91.4%	100.0%
6	今の自分が好きだと思うこども・若者の割合 (アンケート調査:%)	小5	69.5%	80.0%
		中2	62.7%	80.0%
		若者	61.9%	80.0%
7	将来も玖珠町で生活していきたいと思う こども・若者の割合 (アンケート調査:%)	小5	15.9%	25.0%
		中2	7.9%	25.0%
		若者	29.3%	35.0%
8	朝食を毎日食べるこどもの割合 (アンケート調査:%)	小5	78.0%	100.0%
		中2	74.5%	92.0%
9	ヤングケアラーについて知っている保護者の割合 (アンケート調査:%)	保護者	80.6%	100.0%
10	育児休業を取得した父親の割合 (アンケート調査:%)	未就学児	16.7%	20.0%
11	自分の将来に希望を持っている若者の割合 (アンケート調査:%)		69.8%	80.0%



### 玖珠町こども計画(概要版)

発行・編集:玖珠町子育て健康支援課

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

TEL:0973-72-2022 FAX:0973-72-2112